

毎週火、金曜日発行(但休日に発行するときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告
昭和三十一年度に係る東京事務所、大阪事務所及び大阪通勤寮並びに教育委員会事務局各課の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第九十九号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度にかかる東京事務所、大阪事務所及び大阪通勤寮並びに教育委員会事務局各課の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年一月十六日

監査委員 松本利治
同 萩原治郎

監査箇所

同 小谷善高
同 上根政幸

執行年月日

東京事務所

昭和三十三年十月二十四日

大阪事務所

二十六日

大阪通勤寮

十一月一日

庶務課

管理課

高等教育課

義務教育課

社会教育課

体育保健課

東京事務所

昭和三十三年十月二十四日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎
同 小谷善高

同 上 根 政 幸

当所は逐年の機構整備とともに内外に認識されその活動分野においても拡大活ばつ化し、諸般の事務は概ね円滑に処理しその機能を發揮しつつあるものと認められた。しかし反面、本庁部局の事務所活用につきいまだ徹底を欠いているものがあると思料せられるのでさらに行政事務の簡素、合理化、と経費節約の見地から、上京用務の規制と当所の活用について強力に措置し真に当所をして中央における県政推進機関たらしめるべきである。なお、県並びに所は次の事項につき留意検討されたい。

一 機構の整備と陣容の充実について

職員は現在所長以下十四名(行政担当六人(運転手を含む)物産担当四人、寮担当三人)であるが既述した如く業務活動も活ばつ化し中央諸機関に対する各種問題は長期折衝段階へ移行し、さらに物産、観光分野も加わりなお教育委員会を始め市町村各種団体等の活用もとみに増加しており職員の手不足が認められる。従つて物産、観光両面の分野開拓は必然的に行政担当職

員に重圧がかかる結果となつて本来業務の充分なる活動が期し難い現状にあるので組織上行政部門と物産觀光部門との分離、役付職員の増派等組織陣容の充実整備を図るとともに事務所拡張、連絡設備の設置等も併せ考りよのの要がある。

二 京浜市場における当所の商工物産斡旋の状況は三十一年度に一八〇件(金額不明)で前年度に比し四六件増加し三十二年度はさらに増加のすう勢にある。この外二十世紀梨、木炭、木材等農林物産の販路の拡張に努めているがいまだ内外の認識が浅くことに遠隔の地でも市場が広いために人的、予算的な制約も受け市況のはあく、産地との連絡等常時の活動に困難の面がうかがわれる。第一線の活動を容易ならしめる適切な措置を講じ重点的有効的指導によつて京浜市場の開拓に一層努力を要すべきである。

三 寮舎の運用について

宿泊施設である三河台寮の経営は概ね順調に運営しているが活用状況をみると宿泊券発行と実質宿泊人員に

月平坪百名程度の誤差を生じ、ために完全利用ができていない。これらは本庁主務課で充分考りよを払い申込金を徴する等施設の有効的活用に留意されたい。

四 予算科目の簡素化と配当の適正合理化について

このことは毎回指摘し是正改善方を要望している処であるが別表の如く予算科目は数十種目にも上りいままなお改善されていないことは遺憾である。人員増及び活動活ばつ化に伴う運営費並びに物産観光分野開拓関係予算の計上は勿論また支出経費のうちには当所の活動とかけ離れた経費と思われ検討考りよを要するものがあり予算の配当、執行の合理化等につき是正改善をすべき事項が少くない。財政当局の慎重なる考究善処を望む。

五 鳥取県育英会東京学生寮の設置は時宜に適した措置でありその利用、運営とも良好であるが従事員に対する処遇等について他県なみに適当額の継続補助の要が認められる。

予 算 執 行 状 況 調 査

科 目	三〇年度 支出済額	三一年度 支出済額
県 庁 費	一〇、一九三、〇六九	七、六六七、八六八
県 職 員 費	三、〇三二、二二〇	三、七二八、三三八
東 京 事 務 所 費	五、九三三、四九九	三、〇二一、八四三
寮 舎 諸 費	一、〇三四、五五一	八八四、九三九
自 動 車 諸 費	一八二、六六九	六三、三六九
職 員 衛 生 管 理 費	一、五五〇	九四六〇
土 木 費	一九四、〇三三	
区 画 整 理 費	九九、九九五	
道 路 橋 梁 修 繕 事 業 費	一三、二三四	
道 路 橋 梁 改 修 事 業 費	四、八〇八	
特 別 失 業 対 策 事 業 費	七、〇〇〇	
緊 急 就 労 対 策 事 業 費	一〇、〇〇〇	
重 要 幹 線 街 路 事 業 費	五、九九六	
社 会 及 び 労 働 施 設 費		四、五〇〇
労 政 諸 費		二、〇〇〇

緊急失業対策事業費	43,000	
産業経済費	67,477	1,296,688
食糧需給調整費	8,600	50,000
農業災害補償事業費	10,000	
農村金融対策事業費	25,000	1,134
農業協同組合振興対策費	6,000	6,000
農業振興事業費	10,000	
主要食糧増産対策費	10,000	
特産物振興対策費	24,900	
農業機械対策事業費	33,192	
農業改良普及事業費	19,579	
木炭検査費	5,000	76,000
林業振興費	5,000	78,330
山地治山事業費	10,000	5,000
防災林造成事業費	19,250	
造林事業費	10,000	
畜産振興費		10,000
通商振興費	25,850	44,701

地下資源開発事業費	7,175
観光宣伝費	10,000
開墾建設事業費	11,000
過年度災害復旧事業費	17,250
県管排水改良事業費	10,000
県管畑地かんがい事業費	15,000
団体管耕地整備事業費	1,000
農業土木調査費	10,000
貿易振興費	40,000
財産費	40,000
選挙費	100,000
公債費	70,000
諸支出金	44,300
徴税事務費	24,700
市町村振興費	25,900
市町村財政再整備費	10,000
県政企画調査費	9,000
日野川弓浜地帯総合開発費	10,000

総合開発調査費	16,000
広報諸費	76,000
県民時報発行費	30,650
自動車運営費	19,000
労務管理費	101,000
諸費	33,610
統計諸費	40,000
一般会計合計	11,411
特別会計	10,146
幡郷発電所費	30,000
小鹿発電事業費	45,900
用品調達事業費	50,800
特別会計合計	93,800
総合合計	137,500

大阪事務所 昭和三十三年十月二十六日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 小谷善高

同 上根政幸

今回大阪事務所に対する昭和三十一年度定期監査を執行したのであるがその結果逐年組織機構の整備拡充によつて所長以下職員は努力し、その存在が内外に認識され業務活動が活ばつ、化してきたことが認められる。しかしこの反面県内における各種産物の市場性にいどむ受注能力の育成、生産計画と組織的出荷体制の確立、生産技術改良並びに商工物資の県外仕入の協同化等県民経済上極めて重要な諸問題がいまなお伴わない面があり当所の折角の努力にもかかわらず県内の利用対象団体が一部に限定され永続的販売市場の確保がなされていないことが当機関のもつとも大きな運営上のあい路となつてゐる。

県は経済団体の育成強化、計画生産と質の向上指導並びに販売機構の確立等につき強力な行政措置の徹底を図つ

て本県産業の伸張を期すべきである。

また当所の京阪神地区における販路開拓、受注斡旋業務は拡大の一途にあり中には当所の手を離れて団体直接取引に移行したのもあるが県は、県内業界に対し派遣員の駐在制の勧奨指導に努め、漸次経済団体に移行すべき段階に立ち至つていゝるものもあると思考されるので、この点格別の努力を払われたい。

なお業務の概況は次のとおりである。

一 職員は所長以下一七名で庶務、商工、観光、農産、林産、畜産、職業の各部門とさらに神戸貿易事務所の運営管理にあたりその運営は円滑に執行しているものと認めた。庁舎は昭和三十二年度予算をもつて現在位

物産観光斡旋状況調

区 分	昭和三十年		昭和三十一年		増 減
	期 間	金 額	期 間	金 額	
商工物産斡旋	三、九一三、八	八、四五八、八	三、九一三、八	三、六五八、九	△ 一七、九一九、〇
観光客斡旋	三、九一三、八	四、四八〇、八	三、九一三、八	九、〇〇〇、〇	△ 一、七六六、二

置に鉄筋五階建(一三五坪)を建設中であり他に仮事務所を設け執務中であり来年一月そうそうには一部新庁舎に復帰の見込であつた。

神戸貿易事務所もまた三十一年十月から「神戸国際会館三階」に移転を見た。

当所運営については冒頭既述のとおり漸次生産団体の駐在制を勧奨すべきであると考へるが業務の多岐と担当区域の広はんによる旅費、調査費及び通信運搬費の増額について措置すべき必要がある。

二 本年度の物産斡旋状況を前年実績と比較してみると次表のとおりである。

畜産部門	昭和三十年		昭和三十一年		増 減
	期 間	金 額	期 間	金 額	
肉牛	三、〇九一、三、八	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇九一、三、八	三、〇〇〇、〇〇〇	△ 九一、三〇〇
豚肉	〃	五、〇〇〇、〇〇〇	〃	五、〇〇〇、〇〇〇	〃
鶏卵	〃	二、〇〇〇、〇〇〇	〃	二、〇〇〇、〇〇〇	〃
鶏卵	〃	二、〇〇〇、〇〇〇	〃	二、〇〇〇、〇〇〇	〃
食脂練乳	〃	二、〇〇〇、〇〇〇	〃	二、〇〇〇、〇〇〇	〃
綿羊	〃	二、〇〇〇、〇〇〇	〃	二、〇〇〇、〇〇〇	〃
林産部門	三、〇九一、三、八	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇九一、三、八	三、〇〇〇、〇〇〇	△ 九一、三〇〇
薪炭	〃	五、〇〇〇、〇〇〇	〃	五、〇〇〇、〇〇〇	〃
農産物斡旋	三、〇九一、三、八	四、四八〇、〇〇〇	三、〇九一、三、八	四、四八〇、〇〇〇	△ 一、三八八、六六七
小計	〃	四、四八〇、〇〇〇	〃	四、四八〇、〇〇〇	〃
商工物産不成立	三、〇九一、三、八	六、二二五、〇〇〇	三、〇九一、三、八	六、二二五、〇〇〇	〃
商工物産購入斡旋	三、〇九一、三、八	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇九一、三、八	三、〇〇〇、〇〇〇	〃
輸出品斡旋(神戸)	三、〇九一、三、八	九、〇〇〇、〇〇〇	三、〇九一、三、八	九、〇〇〇、〇〇〇	〃
木製品	〃	八、二二〇、〇〇〇	〃	八、二二〇、〇〇〇	〃
竹製品	〃	七、七八〇、〇〇〇	〃	七、七八〇、〇〇〇	〃

柁柳製品
その他(すげ笠、石どろろ、松かさ、能面等)

〃

PO-KO

〃

1,477,110

1,044,400

1,477,110

1,044,400

三 経理出納事務は適正と認められた。

大阪通勤寮 昭和三十三年十月二十六日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 小谷善高

同 上根政幸

一 本通勤寮は新しく京阪神地区に就職する県内学卒者を収容し職業開拓を有利にするため便宜、供与の目的で三十一年七月から開設されたものである。寮舎は既設建物を三百六十万円(財源寄附金その他)で買収し、収容定員五十名に対し監査現在、五十一名収容していた。

二 職員は、寮長(大阪事務所長兼務)と出納員一名、その他寮母三名(臨職)により運営しているが出納員

は大阪事務所商務員が兼務であるにもかかわらず事務補助職員も置かれず結果的には、寮母が当っており給食事務その他運営管理に適切を欠く面がある。補助職員はすみやかに充足し適正な運営管理を行わしめるよう県の措置が必要である。

寮舎としての建物構造は比較的よいが内部施設ことに食堂の狭あい、食料冷蔵設備の備付、その他建物内外の塗装等を要するので考りよされたい。

四 開寮と、ともにかに指定し経理、出納事務を取扱っているが、その執行状況に新設のかいでもあり事務処理になお一層考究善処を要するもの或いは、現行会計法規が寮運営の実態に即し難いもの等があるので県会計当局並びに主務課は適切に指導されたい。

なお寮生に対する賄費は月額食費三千二百円、寮使用費八百円となつていたがこの歳入金の現行徴収方法は

考究を要する。

庶務課 昭和三十三年十一月一日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 当課は委員室業務、事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事、公立学校共済組合、教育行財政の総合企画調査等の業務を所管し、概ね適切に処理してきたものと認められた。しかしながら高校教育課及び義務教育課に若干名の学校費支弁による教員身分、講師名目の職員を定員外においていることは、その必要性は認められるが、定員制度及び講師手当不足の折柄適正な措置とは認め難い。

二 教育調査費三十万円は国庫委託による調査費九万円と他は県独自の調査費であるが、この国の調査費が僅少のため県独自の調査費にし、わよせをうけ調査客体における諸経費は極めて不十分である。国の委託調査費の引上げにつき強く要請せられたい。

なお調査統計の教育行政面への反映については更に考慮の要がある。

三 教育広報活動は「教育時報」を発行し、いもうに努めているが、経費の制約をうけ月刊発行から隔月発行を余儀なくしている。更に内容充実を図る等創意工夫し、教育けいもうに一段考慮されたい。

管 理 課 昭和三十三年十一月一日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

一 県立高等学校整備事業、産業教育振興事業、需要費及び特別会計実習費等に関しては概ね定期監査報告に既述したとおりである。

二 学校統合については三十年度において第一次五ヶ年計画を樹て統合関係小中学校五九校を対象に統合建築費七億九千一百余万円を予定し、鋭意これが促進に努力しているが、本年度は境二中外七小、中学校の統合校舎の建築を推進し、年度計画に対し九一%の実績を

収め、また学校数において小学校二、中学校一四校の統合を実現している。本事業は住民感情その他諸種の事情等により校舎位置等極めて困難性の問題がうかがわれるので、地教委等関係機関の指導に万全を期し計画推進に格段の努力を望む。

三 小、中学校危険校舎改築一八校分に対し国庫補助金を獲得し概ね危険校舎を解消したことは結構である。県立学校校舎は老朽建物が多いが、営繕費総額は七百四十余万円坪当り二百十三円で、文部省標準坪当り六百円、基準財政需要額三百円にはいずれも及ばず、予算増額確保が望ましい。

高校教育課 昭和三十二年十一月一日監査

監査委員 松本利治
同 萩原治郎

一本課は三十一年四月機構改革により新設したもので、課長ほか一七名の職員を配置しており、うち指導主事は三名であるが、改訂教育課程実施の折柄、指導体制

の弱体が認められるので、これが強化確立の要がある。

二 高等学校教職員定数問題については毎年教育委員会及び学校後援団体と知事との間に切実な折衝が繰り返されるところであるが、教職員の勤務実態にかんがみ、中国ブロック他県並の文部省乙号基準の九五%程度までの確保は考りよし、教育の徹底を期すべきと思料する。

また本年度相当数の教職員の異動を見たことは気分刷新、学校差解消上結構であるが、更に構成の合理化並びに新陳代謝に配慮し、学校差の解消と新風の注入に一段の努力を望む。

三 定時制及び通信教育の整備と教育の徹底、並びに学校事務の簡素、能率化等については学校定期監査において共通事項として既述したとおりであり、また各学校についても教育委員会において措置されるべき事項が少なくないので検討措置せられたい。

更に育、ろう学校の内容諸般の整備充実については一

段の努力の余地があり、なかんずく、積善学園との連携、調整には緊急善処を要するものがある。

であつて本県の実情から見て国の基準財政需要額の見積が極めて低額に失っているため結果的には基準財政需要額を一億二千四百余万円超過し、多額の県費充当を余儀なくしている。これが主たる原因は小規模学校が多く、したがつて児童数に比し学級数が多いこと、教職員で長年勤務高給者が多いこと、結核休職者が多

義務教育課 昭和三十二年十一月一日監査
監査委員 松本利治
同 萩原治郎

一 交付税算定の基準となつた本年度小、中学校費と財政需要額の比較は、

区 分	支出額	財 源		基 準 財 政 需 要 額	比 較	
		国庫負担	その他 特定財源			一 般 財 源 A
小 学 校 費	八五、〇〇八	三九、七、一三三	一五、五八四	四八、〇、四五一	三六、九、九三	九四、五九九
中 学 校 費	四九、一〇五	二二、〇、二七〇	九、四八九	二五、三、三六九	三三、八八九	三九、五〇〇
計	一、三六、一、三三三	六一、七、四〇三	二五、〇、〇七三	七三、三、八四〇	六〇、八、八二二	一三四、一、三九九

(単位千円)

いこと、恩給費に要する需要額が多いこと等が考えられるが、これらの特殊事情を考慮した測定単位費用の補正等につき強く国に対し要請するとともに、内にあつても学校統合の促進、教職員構成の合理化による単位費用の引下げ、教職員の健康管理の向上等、慎重考り、よ、実施する要がある。

二 給与事務所の業務主体は、給与、旅費等支払事務でこれら業務の簡素合理化並びに効率的執行の面より考慮しての集中経理、更にまた駐在主事との経費分担或は事務上の連け、等相互間の業務運用上少なからざる支障が認められるので、これら出先機関の組織運営につき考究善処の要がある。

社会教育課 昭和三十三年十一月一日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

一 過去三ヶ年の社会教育費決算額を分類し比較してみると、

区 分 二九年度 三〇年度 (単位千円)

社会教育費 一〇、四五一 九、四九四 九、四五九
 社会教育費 三、二八八 二、九五三 二、六二三
 図書館費 五、七五六 五、四二五 五、九四九
 博物館費 一、四〇七 一、一一六 八八七

であつて、総額において増額のとを見ず各種民主団

体育成費すら近年事欠ぐ状態である。県当局はこの点充分検討を加え適切な予算考慮の要がある。

二 社会教育各般に亘り県下の実態を解明し今後の運営方針と、事業計画を樹て市町村等関係機関、団体に對して活動分野に指針を与えたことは適切な施策である。これらの推進に當つては更に県及び市町村社会教育委員会、知事部局関係各課との密接な連けいを確保し、団体育成を主体とした組織的、継続的な団体活動の促進、助長に一層努力をされた。

三 婦人及び青少年団体振興育成策として、本年度は婦人学級一五〇、青年学級一七五を県下に開設し指導と講師派遣をしたが、知事部局関係課との連けいを一層密にし総合的しかも効率的に運営指導を行うことが緊要と考えられる。

四 視聴覚教育に對する経費六十五万余円、この内大部分は中国視聴覚教材補給部に對する負担金である。またナトコ映写機一七台、CIEフィルム八〇〇本貸与を受けているが、このうち映写機は七台使用不能とな

つていので、すみやかに補修し活用すべきである。またCIEフィルムにおいても常時更新するよう留意された。

五 事務処理で次の点留意されたい。

1 鳥取図書館夜間開館に對する鳥取市負担金一八、二〇〇円未収となつてゐるが事業の性質から早期収納のこと。

2 負担金性質のものを他費目によつて交付していることは妥当でない。

体育保健課 昭和三十三年十一月一日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

一 教職員及び生徒の結核罹患状況は、

要休養者 要治療者 比率 養護教諭の配置数

校別	年 度	対象人員	実施人員	要休養者	要治療者	比率	養護教諭の配置数
小 学 校	二十七年 度	七四、八四六	六一、八六六	一〇五	四五七	〇・六一	
	二十八 "	六一、〇二四	四六、一四六	七七	五八〇	〇・九五	六六
	二十九 "	七五、六五五	六三、七八〇	七八	七九三	一・〇五	五七
中 学 校	三十 "	七四、四九二	七二、八三八	七七	六九三	〇・九三	五八
	三十一 "	七五、六二二	七四、四四三	五七	八七六	一・一六	五七
	二十七年 度	三四、八八八	二一、九四三	二九	二〇七	〇・五九	
学 校	二十八 "	二九、三九九	二七、九七四	二七	一九三	〇・六六	七
	二十九 "	三六、九八三	二五、一七五	二六	四〇四	一・〇九	七
	三十 "	三六、三六四	三五、七四〇	二〇	二九九	〇・八二	五
校	三十一 "	三三、三〇一	三二、七三三	七四	二二一	〇・六六	四

職 員	教 師	校 長	学 務	等 育	高 等
二十七年 二十八 二十九 三十 三十一	二十七 二十八 二十九 三十 三十一	一 一 一 一 一	一 一 一 一 一	一 一 一 一 一	一 一 一 一 一
五、七、八四	六、五、二九 六、四、九九 五、八、九一	一、四、八五 一、三、一、六五 一、五、二、八三 一、五、二、二一 一、六、五、四九	一、九、五、三 一、七、〇、四七 一、一、四、〇 一、〇、三、九 一、〇、四、七	一、五、〇、一、九 一、五、九、四、三 一、五、五、五、三 一、五、二、二、一 一、六、九、〇、六	一、二、七、五、四 一、三、一、六、五 一、五、二、八、三 一、五、二、二、一 一、六、五、四、九

であつて近年要休養者は減少し要注意者は増加の傾向を示し、しかもその内容については低学年児童生徒の罹病率の-highいことが指摘されるにつき、環境衛生並びに日常における保健管理、殊に小、中学校生徒に対する結核予防対策確立に格段の努力を望む。
更に養護教諭の現状は毎年指摘する如く年々減少し、保健管理上のあい、路となつてゐるので、県及び教育委員会当局は、これが完全配置並びに保健主事の法制化等につき、検討処置すべき要がある。

二 本年度末学校給食校は六四校(うち中学校一校の補給を含む)、延生徒数三五、四二九名で、全生徒数に対し四〇・六%の実施率となつてゐるが、全国平均の五六・六%に比較すると、三十二年度実施したとして一校(小学校一六、中学校五校)を完全実施したとしてもなお四五%の実施率に過ぎないので、更にこれが啓もう、指導と実施校に対する施設改善、栄養士の確保等専門的指導に一層配意されたい。
三 社会体育のうち一般県民と直結してゐる体育指導者

の養成 市町村体育団体の充実強化、レクリエーション振興等に要する経費は僅少にしてこれら事業の伸展を期し難い面が見受けられるので、予算の増額並びに執行運用等につき一層の配意と努力を望む。